

総務常任委員会

平成30年3月19日(月)

総務常任委員会

定例会名 平成30年第1回定例会
招集日時 平成30年3月19日(月) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 8名
委員長 杉森弘之
副委員長 遠藤憲子
委員 中根利兵衛
" 山越守
" 尾野政子
" 小松崎伸
" 守屋常雄
" 伊藤裕一

欠席委員 なし

出席説明員
市長 根本洋治
副市長 滝本昌司
市長公室長 吉川修貴
経営企画部長 飯泉栄次
総務部長 中澤勇仁
市民部長 高谷寿
議会事務局長 滝本仁
会計課長補佐 飯島希美
秘書課長 野口克己
広報政策課長 本多聡
広報政策課危機管理監 猿渡勇彦
経営企画部次長 吉田将巳
政策企画課長 柳田敏昭
財政課長 山崎裕
総務部次長 小林和夫
総務課長 吉田充生
人事課長 二野屏公

管財課長	橋本裕樹
契約検査課長	神宮寺昌志
税務課長	木村光裕
収納課長	山岡三千男
市民部次長兼交通防災課長	植田裕
交通防災課参事	松崎弘臣
市民活動課長	糸賀珠絵
総合窓口課長	大里真紀
システム管理課長	中島政順
監査委員事務局長	大和田伸一
庶務議事課長	野島貴夫

議会事務局出席者

書	記	田上洋子
書	記	中根敏美

平成30年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務常任委員会

- | | |
|---------|---|
| 議案第 6号 | 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 19号 | 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 意見書案第1号 | 地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出について |
| 意見書案第2号 | 政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書の提出について |
| 意見書案第3号 | 性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書の提出について |
| 意見書案第5号 | 東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村に要望する意見書の提出について |

午前9時57分開会

○杉森委員長 おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は、市長、副市長、市長公室長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、会計管理者にかわり会計課課長補佐、秘書課長、広報政策課長、広報政策課危機管理監、経営企画部次長、政策企画課長、財政課長、総務部次長、総務課長、人事課長、管財課長、契約検査課長、税務課長、収納課長、市民部次長兼交通防災課長、交通防災課参事、市民活動課長、総合窓口課長、システム管理課長、監査委員事務局長、庶務議事課長であります。

書記として田上君、中根君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 6号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 19号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

意見書案第1号 地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出について

意見書案第2号 政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書の提出について

意見書案第3号 性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書の提出について

意見書案第5号 東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村に要望する意見書の提出について

以上6件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第6号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第6号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 おはようございます。人事課の二野屏です。よろしく申し上げます。

私からは、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

当条例改正は、新たな職の設置に伴い、報酬額を定めるもの及び報酬に関する規定を削るものとなります。

新たな職として報酬額を定めるものは、平成29年5月に改正のあった茨城県胃がん検診実施指針及び茨城県胃がん検診実施機関及び精密検査医療機関の登録に関する基準の規定により設置される胃内視鏡検診運営委員会委員、また、介護保険法の改正により平成30年度から義務づけられた在宅医療・介護連携推進事業を進めるために設置される在宅医療・介護連携推進協議会委員となります。

なお、報酬額につきましては、両委員とも日額5,000円となっております。

報酬額に関する規定を削るものは、牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会から報告書が提出され、委員会が所掌事務を終えたことから、牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会委員の報酬に関する規定となります。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第6号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。尾野委員。

○尾野委員 ただいま御説明がありました在宅医療・介護連携推進協議会委員と胃内視鏡検診運営委員会委員、それぞれこれは何名を予定しているのかお願いいたします。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 現在のところ想定している委員の人数としましては、在宅医療・介護連携のほうの委員につきましては、18名を予定していると聞いております。また、胃内視鏡検診運営委員会につきましては、6名を予定しているということです。

○杉森委員長 ほかにありませんか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、私のほうからもう少し詳しく伺いたいと思います。

特に胃の内視鏡につきましては、要綱に基づきとありますが、この要綱ですね、どういう場合に委員会を開催する内容なのかというところですね。それと、それぞれの委員の例えば資格とか職種とか、そういうようなことがあるのかということをお伺いします。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 遠藤委員の質問にお答えします。

まず、胃内視鏡検診運営委員会につきましては、告示で定めるのは今後定めるので、現状の予定ということでお答えさせていただきます。

委員会の開催頻度については、年1回を想定しているそうです。委員の任期は2年。また、委員の組織としましては、竜ヶ崎市・牛久市医師会に所属する医師、検診実施医療機関及び一般財団法人日本消化器がん検診学会認定医等の専門医、その他市長が必要と認める医師ということで、そういった方々で医師6名以内というふうになっております。

在宅医療・介護連携推進事業のほうの委員につきましては、こちらは年に9回ほど開催を想定しているということで、委員としましては、学識経験者、在宅医療に係る保健及び医療関係者、介護保険サービス提供事業者、在宅介護支援センター及び地域包括支援センターの職員、竜ヶ崎保健所職員、その他市長が必要と認めるものということをお想定しているというふうに聞いております。

以上です。

○杉森委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第6号に対する質疑及び意見は終結いたします。

次に、議案第19号、平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）別記記載の当該委員会

の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第19号について提案者の説明を求めます。広報政策課長。

○本多広報政策課長 おはようございます。広報政策課でございます。

補正予算書16ページ、17ページを御確認ください。

3番、広報広聴費0101広報うしくを発行する、広報うしくの印刷製本契約及び15日号広報紙の配布委託の契約差金に伴う300万円の減額補正となります。

以上です。

○杉森委員長 政策企画課長。

○柳田政策企画課長 おはようございます。政策企画課の柳田です。よろしく願いいたします。政策企画課所管の部分につきまして説明させていただきます。

議案書10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

歳入です。款14国庫支出金項2国庫補助金目1総務費国庫補助金節1総務管理費補助金です。こちらはマイナンバー関連のシステム改修等の補助金が確定したことによる補正です。社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち総務省分は279万2,000円の減で530万8,000円に、厚生労働省分は259万2,000円の増、個人番号カード交付事務費事務補助金も継続が決定され7万6,000円の増、合計で12万4,000円の減額補正となります。

以上です。

○杉森委員長 財政課長。

○山崎財政課長 財政課山崎です。よろしく願いします。

補正予算書の14ページ、15ページをお開きください。

歳入となります。下の表になります。款21市債項1市債、3の土木債、節のほうに行きまして3都市計画債、説明の欄で3番目になります。牛久運動公園駐車場整備事業債（国の補正事業分）という6,000万円、こちらにつきましては、国の補正予算、こちらの採択に伴いまして牛久運動公園駐車場の整備を平成30年度から前倒しをしまして本年度執行するという形です。

もう一つが、その下の4教育債節1中学校債、同じく説明の2番目になります。中学校施設整備事業債（国の補正事業分）という形で、こちらと同様に前倒し分となります。内容としましては、牛久第一中学校の体育館の改築、こちらは体育館の解体工事になります。もう一つが、牛久南中学校大規模改修と。本年度に引き続き前倒し分は特別教室等を実施するというので、こちらの2つの地方債が追加になります。そのほかの地方債につきましては、事業費の確定等に伴いまして今回補正をするものです。

また、このほかの歳入としまして地方交付税、地方特例交付金等を補正してありますけれども、こちらにつきましては県の事業費等の県の確定通知によりまして補正をいたしました。

以上でございます。

○杉森委員長 総務課長。

○吉田総務課長 総務課吉田です。よろしく願いいたします。

総務課所管の補正内容について御説明いたします。

議案書 12 ページ、13 ページの歳入になりますが、款 14 国庫支出金項 3 委託金目 1 総務費委託金の衆議院議員選挙事務委託金、こちらは平成 29 年 10 月 22 日に執行された衆議院選挙の執行額の確定に伴う減額補正でございます。同じページの下から 2 番目の茨城県知事選挙事務委託金、こちらについても執行額の確定に伴う減額補正でございます。

同じように議案書の 18 ページ、19 ページの歳出についても、この 2 つの選挙について執行額が確定したことに伴う減額補正でございます。

以上です。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 私からは、人事課所管の補正予算の内容について説明させていただきます。

補正予算書 16 ページ、17 ページの歳出の款 2 総務費項 1 総務管理費目 1 一般管理費の 0122 臨時職員や非常勤職員を任用するに計上しております報酬を 151 万 2,000 円減額するものとなります。この予算は、産休、育児休業などの理由により非常勤職員の急な任用に対応するための予算であります。今年度は対応すべきものがなかったことから、残り 2 カ月分を残し減額するものとなります。

以上です。

○杉森委員長 管財課長。

○橋本管財課長 管財課橋本です。よろしく申し上げます。

管財課所管の補正予算を御説明いたします。

歳出補正予算となります。

16 ページ、17 ページ、目 2 の文書費 0106 文書関連機器を管理する、それと 1 つ飛びまして、目 6 財産管理費 0102 公用車を管理する、その下 0103 庁舎を維持管理する、0104 市長車、議長車、バスを運行する、0108 リフレを維持管理するにつきましては、決算見込みによる不用額の減額補正となります。そのほか各事業にあります委託料につきましては、契約差金に伴う減額補正でございます。

以上です。

○杉森委員長 契約検査課長。

○神宮寺契約検査課長 契約検査課神宮寺です。

契約検査課所管の補正予算を説明いたします。

補正予算書の 16、17 ページ上段にございます事務事業名 0107 工事等設計業務を検査する、こちらの 234 万 4,000 円の減額となります。こちらは非常勤職員 1 名を任用しなかったことに伴うものでございます。

以上でございます。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 税務課木村です。

税務課所管の補正予算について説明いたします。

ページ 18、19 になります。

歳出になります。款項目節で2-2-2-1 2 役務費になります。0101 市民税を適正課税する、こちらの役務費のほう、郵送料100万円の減額となります。

以上です。

○杉森委員長 市民部次長兼交通防災課長。

○植田市民部次長兼交通防災課長 交通防災課植田です。

交通防災課所管の補正を説明させていただきます。よろしく申し上げます。

歳出の18、19ページをごらんください。

一番上、0109 東日本大震災における被災者の生活再建を支援する、こちらにつきましては、牛久市へ避難している方が残り1世帯になったということで、その支援金を減額しております。予算のときには3世帯で予算措置しておりました。

28、29ページをごらんください。

一番上、款9 消防費ですね、0102 消防団を運営する、こちらにつきましては分団員の報酬、また退職団員の退職金、それと出動の費用弁償ですね、そちらのほうを精査しまして減額補正するものです。その下、0104 自主防災組織を育成する、こちらにつきましては、コモンステージひたち野準行政区で29年度に自主防災組織を立ち上げる予定だったんですが、ちょっとめどが立たず30年度に送るということで減額補正をしております。その下、0105 AEDを配備し救急救命体制を整える、こちらにつきましては、29年度8台の購入を予定しておりましたが、その契約差金ということで減額補正しております。

以上です。

○杉森委員長 市民活動課長。

○糸賀市民活動課長 市民活動課の糸賀でございます。

市民活動課所管の内容を説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

14、15ページをごらんいただきたいと思います。

目でいきますと雑入でございます。雑入の自治総合センターコミュニティ助成金でございますが、こちら毎年2行政区ずつ申請をしておりますが、1行政区が不採択となったための減額でございます。

続きまして、歳出。

16、17ページをごらんいただきたいと思います。

目で申し上げますと、下から2つ目の10番自治振興費でございます。0103 行政区集会施設の整備や管理に対する助成をする、こちらでございますが、行政区で当初予定していた補助金該当事業を行わなかったなどの理由により減額をしております。その下の0107 市民活動のための総合賠償保険に加入する、こちらは契約差金となっております。その下で、0110 自治宝くじ資金を活用してコミュニティ団体へ助成する、こちらにつきましては、先ほど歳入で説明させていただきました内容の減額分となっております。

以上です。

○杉森委員長 システム管理課長。

○中島システム管理課長 システム管理課中島です。よろしくお願いします。

システム管理課所管の補正について説明いたします。

歳出、16、17ページをごらんください。中段になります。

款2総務費項1総務管理費9電子計算費、0104コンピュータとその周辺機器を管理する、それから0105コンピューターシステムを運用するの事業については、契約差金により減額としたものです。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第19号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、2点伺いたいと思います。

16、17ページのところです。

契約検査課のほうで一般管理費のところで、工事等設計業務を検査するというところで、先ほどの御説明、非常勤職員を任用しなかったということでの減額ということなんですが、そうしますと、採用しなくても事業に支障は出なかったということなのかということですね。その辺を伺いたいと思います。

それと、自治振興費、同じページの0103行政区集会施設の助成のところですが、工事請負費で造成工事約1,000万円の減額補正が出ていますが、この内容について伺います。

以上です。

○杉森委員長 契約検査課長。

○神宮寺契約検査課長 遠藤副委員長の御質問にお答えいたします。

事業に支障がなかったかということですが、4月から一般建築施工管理技士の資格を持った正規の職員が採用されましたので、その関係で任命をしなかったということになります。

以上でございます。

○杉森委員長 市民活動課長。

○糸賀市民活動課長 私のほうから、行政区集会施設のところの造成工事の減額につきまして御説明申し上げます。

こちら当初予算で計上しておりましたが、行政区等の意向によりまして前年度に実施したために減額となっております。

以上です。

○杉森委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 そうしますと、工事の設計のところなんですが、4月から資格を持っている方を採用したということなんですが、これは29年度のあれですよ。そうしますと、その減額というのを最終的にやるのがこの時期なのか、途中で減額ということはされなかったのかどうかですね、4月からですと当然もっと早くに減額の措置があってもいいのかなというふうに思います。

それと、造成工事についても行政区の意向とかそういうのがあったかと思いますが、最終3月補正になってからなるというのが、これ事務処理上こういうふうにも今までもやっていたのかどうか、ちょっとその辺きちっと認識していなかったの、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○杉森委員長 契約検査課長。

○神宮寺契約検査課長 再質問のほうにお答えいたします。

これまで資格を持って非常勤の方がいたんですけども、8月31日、一昨年ですね、やめられて、同様の資格を持って勤務条件を満たす後任の職員を見つけてはいたんですけども、実際になかなか難しい条件で見当たらないということで、今回3月で補正で減額したという状況です。

以上でございます。

○杉森委員長 市民活動課長。

○糸賀市民活動課長 再度の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、少しでも早く建設したいということで、行政区の総意合成が固まりましたのが時期的にこちらの補正の時期につながっておるところでございます。

以上です。

○杉森委員長 そのほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第6号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。

次に、意見書案第1号、地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出について。

意見書案第1号について、意見のある方は御発言願います。尾野委員。

○尾野委員 私は、議員の年金は必要というふうを考えております。実際さまざまの方たちのかかわりの中に社会保障の部分を見ると議員ではやっていけないという声をいただいております。今マスコミでも報道されているように地方議員のなり手不足というところが非常に気になっているところで、やっぱり議員の人材確保の観点から、また、将来を考えていく中で次の方たちが議員を担っていかれるように最低限の年金は必要だというふうを考えます。

以上です。

○杉森委員長 ほかにありませんか。山越委員。

○山越委員 よろしくお願ひします。私も尾野委員同様、復活にどちらかと言えば賛成の立場で申し上げたいと思います。特に、今回のこの意見書の提出者の中にお若い方がお二人いらっしゃって、そのお若い方がこの復活に反対するところがあるところがちょっと私は現実的ではないのではないかと。まさに尾野さんが言われたように、安定してしっかりと活動ができるように、なおかつ若い方がこれなら僕も私も立候補して頑張ってみたいと言えるような環境づくりというものを少しでも進めていくべきではないのかなという意味から、復活に賛成する立場での意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○杉森委員長 ほかにありませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 賛成者となっておりますので、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

やっぱり立候補するときというのはあんまり……、討論じゃない、意見ですね。失礼しました。私もやっぱり立候補したときは最年少でありましたけれども、年金があるかどうかというのよりは、やっぱりやりたいかどうか、実現したいことがあるかどうかというところが大きく影響するところであって、年金の有無というのはそれほど人材不足というところでは余りかかわりはないのかなという点、また、年金が必要ということであれば、国民年金基金、確定拠出年金、これは全額自分で出す年金でありますけれども、そういったところで加入するという手もあるのかなと感じており、私はこの意見書に賛成であります。

以上です。

○杉森委員長 ほかにありませんか。中根委員。

○中根委員 議員年金、これは数年前に廃止されたんですが、これはなぜ廃止されたかといいますと、当然もらう方が多くて支払う方が少なくなると。その支払い金額がもうできなくなってしまったということで廃止されたわけですね。ただ、この年金を継続するという声も当時は多かったです。今の一期生の方が入る前からこの問題はもうなっております、それで検討された結果、今、全国議長会ではもう既にこの厚生年金の法整備化を進めるということで、もう全国議長会ではそこまで行っているんですね。ですから、当然今廃止、加入という問題は既に数年前にも県の議長会あるいは県南議長会、全国議長会でも進めてきた課題だと思います。議員をして副業は認められておりますけれども、退任したら保障がないということで、やっぱり条件は、私はよくすべきだというような思いでありますので、これには反対というような形になると思います。

以上です。

○杉森委員長 ほかにありませんか。山越委員。

○山越委員 先ほどちょっと言い忘れまして。私たちは、少なくとも私は、私自身がそれを得たいからということで申し上げているわけではありません。どのみち私は対象外でございます。若い方のために、そして今後の議員さんのために申し上げているということを申し添えたいと思います。

○杉森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 なければ、以上で意見を終結いたします。

次に、討論がありましたら、御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号について、採決いたします。採決は、挙手により行います。

意見書案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手多数であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書の提出について。

意見書案第2号について、意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 この意見書については、賛成の立場で意見を申したいと思います。

世界の中でも日本の女性の置かれている地位というのは大変低いという、この意見書の中でも出ているんですけども、今、国のほうも女性の活躍社会というか、そういうものを広めている中で大変なかなか進まない部分がありますので、世界ではクォーター制というか、約4分の1を女性にというような動きもかつてはありました。ですので、こういう男女共同参画の推進ということでは、ぜひこの意見書について賛成をしたいと思います。

○杉森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 なければ、以上で意見を終結いたします。

次に、討論がありましたら、御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第2号について、採決いたします。採決は、挙手により行います。

意見書案第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号、性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書の提出について。

意見書案第3号について、意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 これにつきましては、私も賛成するという事で名前を連ねておりますが、今、性犯罪等の被害者の方たち、今まではなかなか声が上げられなかったところが非常に大きな問題だと思います。今、女優とか、それからこれはアメリカのほうですね、女優たちがプロデューサーからの被害があったとか、それから、日本でもMe Tooということで多くの方たちが今声を出しているところです。やはり一度こういう被害に遭いますと、そのままずっとその方の人格が侵害をされるとか、その後の生活が大変厳しいものだというのは、さまざまな報道でされ

ておりますので、この意見書に賛成をいたします。

○杉森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 次に、討論がありましたら、御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第3号について、採決いたします。採決は、挙手により行います。

意見書案第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号、東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村に要望する意見書の提出について。

意見書案第5号について、意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 東海第二原発の延長申請の強行に抗議ということと、県とそれから原子力の所在地域の6市村首長懇談会ですね、それに対する意見書の提出ということは、この書かれている内容についてはそのとおりだと思います。特に、東海第二原発、全員協議会でもいろいろと資料が提出をされましたが、実際、この立地の中、30キロ圏内に100万人の方がいる中で本当に避難ということが実施可能なかどうか。この内容を見ますと、避難には車を使うというような内容もありますので、本当に現実的ではないような避難計画というところが出ております。特に、牛久ではひたちなか、いわき市民の避難に関する協定について、この間2月20日の全協でも示されましたけれども、なかなかこういう現実的ではない内容なども含めまして、県といろいろと決めていることなんです、この意見書提出に賛成をする立場です。

○杉森委員長 ほかにございませんか。山越委員。

○山越委員 この原発に関しては、非常に難しい問題であるという前提で申し上げておきたいと思うんですけれども、実は、私の身内も東海村に居住しております。それで、その状況を、少なくとも東海村に限定しますけれども、聞いてみますと、はっきり申し上げて二分されているようです。ですから、なかなか難しい問題なんです、理屈で言えば、原発の事故が起きたらこういうことになるんだよということであれば、それは廃炉というか、そっちの方向に行くべきであろうという話にもなってくるかもしれませんが、現実の問題としては、そういうふうに意見も、そのお膝元の住民そのものが意見が分かれているようであります。

そういうことから考えて、それと、なおかつこの意見書の2番、最後ですね、2番に「民意に沿って反対の態度を顕示していただきたい」というのがちょっと私ひっかかって、ですから、民意というのは、原発を維持するべきだという、何というんでしょうか、住民の意見もあるということなんです。ですから、これ反対の民意というわけじゃないと思うんです。そういう意味から、これは非常に、私、少なくとも原発の推進派ではないんですけれども、必ずしも推進していくべきだという、何ていうんですか、そういうあれじゃないんですけれども、その辺は慎重

にちょっと考えていったらいいんじゃないのかなというのが意見でございます。

○杉森委員長 ほかにございませんか。

ちょっと私、その点については意見あるので、かわってもらってよろしいですか。

○遠藤副委員長 委員長。

○杉森委員長 民意については、確かに率直に言って推進をすべきだという民意もあるというのは事実だと思います。ただ、私が思いますのは、さきの知事選ですね、知事選でも世論調査をしたところ6割から7割の方がこの原発の再稼働あるいは延長に反対であるという、そういう数字まで出ております。ここの少数の民意はどうなんだというところはもちろんあるかというふうに思いますけれども、ここの文章で書かれているのは、その多数の民意というふうな趣旨というふうに私は考えて読むことができるんじゃないかというふうに思います。

もちろん、民主主義社会ですから、さまざまな意見というものをそれぞれ少数の意見も尊重するということが大変大事なことだろうというふうに思いますけれども、ただ、この原発に関しては、この間言われておりますように、原発が必要だという議論が、まずこの間の事実の中で否定をされてきているということだろうというふうに思います。つまり、原発が約2割から3割稼働していた、電力を供給していた時期があったわけですが、事故によってゼロになってしまった。これで当時言われていたように電力供給が滞ってしまう、こういった状況が生まれたのかどうかというと、決して生まれていなかったということ、これがこの間2011年からの経過の中で実際の問題として証明をされたことではないかというふうに思います。

そして、今、再生可能エネルギーですね、コストの問題でいいますと、2025年ぐらいには、むしろ再生可能エネルギーのほうがコストが逆転して下がるのではないかというふうに大体経済評論家の人たちの文章を読むと言われております。

つまり、必要不可欠という議論、あるいは安上がりという議論、こういったものがほとんどもう意味をなさなくなっているというのが今の現状ではないかというふうに思います。ましてや、安全という問題については、もう今さら、いや、安全ですよという方はもうほとんどいなくなっているのではないかというふうに思いますけれども、これは繰り返す必要はないかというふうに思います。

特に、私はこの東海第二原発の問題についていうと、日本のいろんな原発がある中でも、特に危険性を持っているというところがもう一つのポイントではないかというふうに思います。今度40年、ことし40年を迎えるわけですが、この東海第二原発というのは、あの2011年の津波を受ける中で、特に被害をこうむったところというふうに言われています。あと70センチ津波が高かったら、もう本当に福島と同じ状況、全ての電源がなくなって事故になる危険性のところまで進んでいった原発、つまり浸かったわけですね、実際に海の海水にですね。そういった経験と、そして被覆管という、こういう電線をつなぐ、その被覆のあれが可燃性のものであるということで、今の安全基準からいったら大変低い安全性のものである、そういうものがこの東海第二原発の現状であるというところ、そういったことを考えますと、やはりこの延長、再稼働につながる動きというものについては、ぜひともこの牛久市民の生命と財産を守るという

我々の立場をはっきりしていく必要があるのではないかというふうに思います。

以上です。

○遠藤副委員長 それでは、ほかに意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤副委員長 なければ、以上で意見を終結いたします。

次に、討論がありましたら、御発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤副委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第5号について、採決いたします。採決は、挙手により行います。

意見書案第5号は原案のとおり採決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤副委員長 挙手多数であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

○杉森委員長 案件審査が全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時58分閉会